

フェイスシールドの調達に係る提案書公募要領

フェイスシールドの調達に係る提案書の作成にあたっては、別添仕様書（以下、「仕様書」という。）のほか、本要領によること。

- 1 調達件名
フェイスシールドの購入一式
- 2 調達数量
 - (1) 合計 1,500 万枚（日本国内製造品に限る）
 - (2) 1 事業者当たりの契約枚数：200 万枚以上 750 万枚以下の範囲
- 3 履行期間及び納品期限
 - (1) 履行期間 契約日～令和 3 年 3 月 31 日（水）
 - (2) 納品期限 令和 3 年 3 月 19 日（金）
- 4 納品場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
（静岡県富士市内を予定）
- 5 契約方法 随意契約
- 6 関係書類（サンプルを含む）の提出期限 令和 2 年 12 月 25 日（金）
- 7 公募に参加するために必要な資格等に関する事項
応募者は、次のすべての条件を満たすこと。
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和 01・02・03 年度（平成 31・32・33 年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の製造」又は「物品の販売」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は申請中である者であること。
 - (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 本公募にあたって提出した書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (8) 過去に国、地方公共団体及び医療機関等に対して、フェイスシールドについて納入実績があること。
- (9) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (10) 本公募の意思表示期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けていないこと。
- (11) 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出した者であること。
- (12) 仕様書に記載の物品を納品期限までに発注者に納品する能力を有すること。
- (13) 仕様書に記載の物品は、本公募の契約により国内市場の需給を悪化させないよう、国内増産により国内市場に流通させる予定以外のものを用意すること。
- (14) その他、仕様書に記載する条件や留意事項等を遵守できること。

8 提案書の無効

- (1) 上記7の公募に参加するために必要な資格等を満たさない者が「フェイスシールド購入一式に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙様式1)(以下、「提案書」という。)を提出したとき。
- (2) 上記7(11)に示した誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき。
- (3) 記載事項が不明確である提案書が提出されたとき。
- (4) 提出期限を過ぎて提案書が提出されたとき。
- (5) 提案書とともにサンプルの提出がなかったとき。
- (6) 下記10(6)の条件に反して提案書を提出したとき。

9 本件に関する照会について

- (1) 受付期間
令和2年12月15日(火)10時から令和2年12月17日(木)17時まで
- (2) 受付方法及び受付先
電子メール(fs_gv-chotatsu@mhlw.go.jp)で行うものとし、到着の確認

を行うこと。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医療物資対策班 フェイスシールド調達チーム

(3) 回答

令和2年12月21日(月)までに照会者に対し電子メールで行う。

なお、当該調達案件に参加希望があり、各照会に対する回答の情報共有を希望する者は、令和2年12月18日(金)までに、上記(2)のアドレス宛にその旨及び連絡先を登録すること。

10 公募関係書類等

(1) 別紙様式1～4

(2) 法人概要を示す資料

(3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(4) 納品スケジュール、各納品月の納品数量内訳、担当者氏名及び連絡先

(5) 過去における国、地方公共団体及び医療機関等へのフェイスシールドの納入実績を証明する資料

(6) 提案書の提出は1者1通とする。

11 単価の積算

単価にはすべての付帯費用(国内で必要となる輸送、その他本件受渡し前に必要となる一切の経費。)を含めること。

なお、パレットは返却しないので留意のこと。

12 調達の流れ

(1) 公募関係書類等の提出 <応募者>

上記10(1)から(5)に掲げる書類を郵送又は持参することとし、郵送の場合は、6の期限までに必着とする。到着の確認を行うこと。(以下同じ)

なお、応募者は契約の締結を予定している者とし、第三者による応募は原則認めない。

また、下記(2)以降の各事項における厚生労働省との連絡・調整等の対応についても同様とする。

(2) 書類審査等(提出内容に関する照会) <厚生労働省、応募者>

① 必要に応じ、提出内容に関する照会を行うので迅速に対応すること。

② サンプル(3枚)は、提案書とともに下記へ郵送又は持参すること。

なお、サンプルの再提出は認めない。

また、送付のあったサンプルは返却しない。

送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
(18F 専用第22会議室)

医療物資対策班 フェイスシールド調達チーム 宛

(3) 品質等確認 <厚生労働省>

提出された納品予定のフェイスシールドのサンプルについて、品質等の確認を行う。

(4) 見積書の提出依頼又は不採択の連絡 <厚生労働省>

上記(2)及び(3)の結果を踏まえ、契約の候補となり得る事業者に対しては見積書の提出依頼を行う。

また、それ以外の事業者には不採択の連絡を行う。

(5) 契約締結に向けた手続き(正式発注) <厚生労働省、契約事業者>

上記(3)で品質等の確認を行い、その条件を満たすもののうち、

- ① 応募者全員の合計数量が本公募の物品の総調達数量に満たない場合、
予定価格(単価)の範囲内の者全員と随意契約を締結するものとする。
- ② 応募者全員の合計数量が本公募の物品の総調達数量を超える場合、
予定価格(単価)の範囲の者であって、納入単価が低い者から順に本公募の物品の総調達数量に達するまで契約を締結するものとする。

なお、見積書の内容に問題がなく、納品スケジュールが明確になった時点で契約書の締結に向けた手続きを行う。

(6) 納品 <契約事業者>

仕様書の1(5)により納品する。

(7) 検査 <契約事業者、厚生労働省>

- ① 契約事業者は、仕様書に則って、納品物を検査する。その際、厚生労働省の指示により、契約事業者は、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料(写真等)を納品成果物と併せて提出する。
- ② 厚生労働省による納品検査の結果、納品物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、契約事業者は直ちに当該納品物を引き取り、合格品となった納品物を指定した日時までにすべて納品する。

13 その他

(1) 提出物に虚偽の記載があることが判明した場合、又は正当な理由なく納品が遅れた場合(正当な理由なく商流を変更したことに伴う納品の遅れを含む。)は、その時点で不採択の決定、発注の取消し、契約の解除並びに遅滞料又は違約金の請求をすることとし、今後、本調達に応募があっても受理しないものとする。

(2) 和文以外の書類を添付する場合は和訳を付すこと。

- (3) 本調達に関する照会はメールで受け付けるものとし、書類審査時に必要に応じてヒアリングを行うものとする。
なお、応募者（応募を予定している者を含む。）からの要請による面会は受け付けないものとする。
- (4) 上記 12（5）の正式発注に至るまでの間は、当該品目に関して調達を約束するものではないので十分に留意すること。
- (5) 本契約の対価は、厚生労働省が指定する所定の場所への納品後に適法な請求書を受領後に支払うこととし、詳細は契約書によるものとする。
ただし、一定量の納品ごとに対価の支払いを求める場合は、一月に一度を限度として部分払いを求めることができることとし、詳細は契約書によるものとする。契約書（案）は別添のとおり。
- (6) 倉庫搬入時及び納品後 1 年を経過するまでの間に、保管場所で荷崩れ等が発生した場合は、契約事業者の負担で対応すること。
- (7) 本調達により契約を締結した者の名称、所在地、法人番号、契約金額等は、他の契約と同様に、厚生労働省ホームページで公表するものとする。

以上

<参考>

契約書ひな形